

平成 29 年 8 月 2 4 日（木）

【照会先】

医政局総務課 企画官 長房（内 2509）

主査 鈴木（内 4098）

（電話・直通） 03(3595)2189

報道関係者各位

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始

医療機関のウェブサイトにおいて不適切な表示が認められる等の指摘を踏まえ、8月24日より、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始し、医療機関のウェブサイトの監視体制を強化します。

本事業においては、広く一般の方からも通報を受け付けます。

厚生労働省委託事業

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業

医療機関ネットパトロール

医療機関のウェブサイトにもうそや大げさな表示があったら、情報をお寄せください

- ・ 医療機関のウェブサイトにもうそや大げさな表示がないかどうかを監視するのが『医療機関ネットパトロール』です。
- ・ 『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反の疑いがあるウェブサイトの情報をお寄せください。
- ・ ウェブサイトに不適切な表示や表現を見つけたら、このサイトから通報してください。

医療機関ネットパトロール相談室

通報フォーム

通報（情報提供）は電話でも受け付けています。



03-3293-9225

なお、受付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、ご了承ください。

医療広告
ガイドラインとは



医療機関ホームページ
ガイドラインとは



見つけてください。あなたの目で！

うそや大げさな表示は、『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反です。



医療機関ネットパトロール相談室 通報フォーム

下記のフォームに記入してください。URLが複数ある場合は、「サイト中の気になる表示とその理由」欄に入力してください。「医療機関名」が不明の場合は空欄で送付してください。

医療機関名

トップページURL

http://

特に気になるページURL

http://

発見日

サイト中の気になる表示とその理由

送信

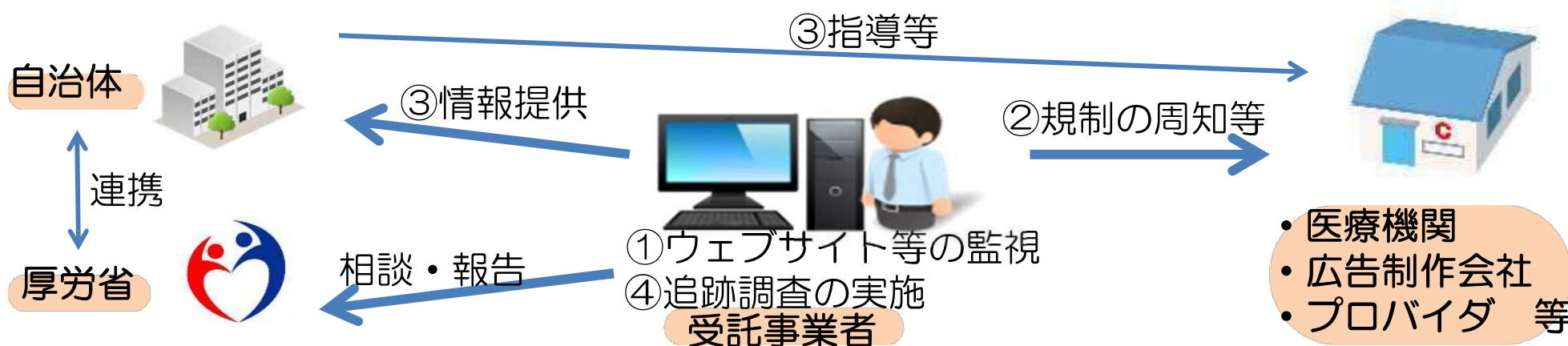
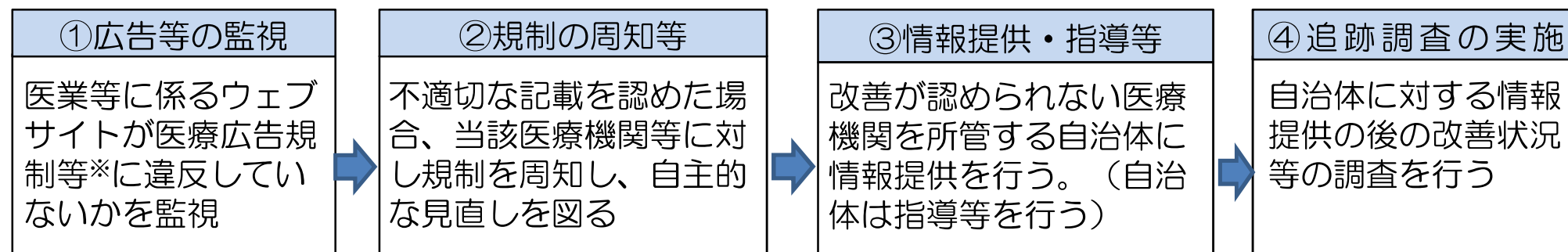
JCA
一般財団法人 日本消費者協会

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Copyright © 2017 医療広告ネットバトロール All rights Reserved.

医療等に係るウェブサイトの監視体制強化（イメージ）

平成29年度予算 41,540千円



期待される
効果

ウェブサイトの監視体制の強化により、美容医療サービスを提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

※医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン